

山梨県公報

第二千三百八十六号

平成二十六年

一月三十日

木曜日

目次

- 道路の区域変更……………二二五
○有害図書類の指定……………二二五

公 告

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………二二五
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(八件)……………二二六
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出……………二二二
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………二二三

告 示

山梨県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年二月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
二 路 線 名 笛吹市川三郷線
三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
笛吹市八代町竹居字山ノ神五六五番の一地 先から 笛吹市八代町竹居字大門林九四番の一地先	旧	七・五 一四・五	二六七・八

まで

新 九・五
二七・四

二六七・八

山梨県告示第二十八号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十六年一月三十日から施行する。
平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
大人の関係別冊サクラミステリー デラックス1月増刊	(株)メディアックス
微熱SUPERデラックス2013年12月号	セブン新社
BOY, S.P.I.A.S 2014年1月号	(株)マガジン・マガジン
実話ナックルズ1月号	ミリオン出版(株)
週刊実話増刊2月1日号	(株)日本ジャーナル
NIGHT ANGEL 2014. 2	(有)フリークス

- 二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律第二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び

第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	介護保険事業 所番号	サービスの種類	指定年月日
貢川歯科医院	山梨県甲府市 貢川一丁目七 番十四号	一九三〇一三 〇〇一六	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 介護予防通所リハビ リテーション(みな し) 介護予防訪問 リハビリテーション (みなし) 介護予 防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指 導(みなし) 通所 リハビリテーション (みなし) 訪問リ ハビリテーション(みなし) 訪問看護 (みなし)	平成二十五年 十二月一日
機能訓練型テ イサービス起 業ふうが甲府 南上今井	山梨県甲府市 上今井町六百 八十一番地十 二	一九七〇一〇 三九八〇	介護予防通所介護 通所介護	
J A 西八代訪 問介護事業所	山梨県西八代 郡市川三郷町 岩間二千八十 三番地	一九七〇六〇 〇四七二	介護予防訪問介護 訪問介護	
J A 西八代居 宅介護支援事 業所	山梨県西八代 郡市川三郷町 岩間二千八十 三番地	一九七〇六〇 〇四七二	居宅介護支援	

小規模通所事 業所「あした 葉」	山梨県南アル プス市落合二 百二十番地三	一九七二六〇 一一三一	介護予防通所介護 通所介護	
高原会福祉用 具相談室	山梨県南アル プス市小笠原 三百七番地五	一九七二六〇 一一四九	介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福 祉用具販売 福祉用 具貸与 特定福祉用 具販売	
ウエルシア薬 局甲斐開国橋 店	山梨県甲斐市 西八幡三千五 百六十八番地 一	一九四一七四 〇〇一九	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	平成二十五年 十二月十日
ショートステ イつくし庵	山梨県富士吉 田市上吉田二 千二十三番地 二	一九七二二〇 〇四三九	介護予防短期入所生 活介護 短期入所生 活介護	平成二十五年 十二月十五日
甲州ケアプラ ンセンターふ えふき	山梨県南吹市 石和町四日市 場二千二百五 十七番地一	一九七一八〇 〇八八一	居宅介護支援	平成二十五年 十二月二十一 日
NPO法人デ イサービスゆ ずの里ふうが 番地	山梨県南巨摩 郡富士川町小 林千七百二十 番地	一九七〇七〇 一一二二	介護予防通所介護	平成二十五年 十二月二十三 日

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十
 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定
 により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明
 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市新倉字大惣利四四八三の四、四四八七の三	羽田勝
富士吉田市小明見字穴山五五一八の一、五五四〇、五五四一	羽田和仁
富士吉田市新倉字大惣利四四八八、四四九〇	奥脇憲一郎
富士吉田市新倉字馬越四五三〇	舟久保耀
富士吉田市新倉字馬越四五二九の一、四五二九の二、四五二九の四、四五三〇、四五三二の一、四五三二の三	渡辺むつ
富士吉田市新倉字馬越四五三三、四五三四の一	渡辺虎夫
富士吉田市新倉字馬越四五二八	渡辺辰美
富士吉田市新倉字板木沢四四四五の二、四四四五の三	渡辺茂美雄
富士吉田市新倉字馬越二二三一、二三三五	舟久保耀、渡辺辰美
富士吉田市上暮地字数見二四三六、二四三七	上嶋忠義
富士吉田市上暮地字大佐須二四九五	分部教彦

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(二) 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示
 平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市笹子町黒野田字穴沢九七五の二	天野忍、黒野田共有林組合
大月市猿橋町小沢字与市村五二四	小沢組
大月市賑岡町畑倉字まきや一〇八二、一〇八四、一〇八六から一〇八九まで	小俣宗則
大月市笹子町黒野田字大懇場一八九〇	天野一郎
大月市笹子町黒野田字大懇場一八九六	平井求
大月市笹子町黒野田字大懇場一八八三	平井京平

大月市七保町葛野字千駄久保五五三、五五五、五五六の六、五五六の内一、五五七から五六二まで	大月市七保町下和田字地藏窪二〇九三	中西建治
--	-------------------	------

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
大月市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八百八十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小明見字大澤五六四七の二	舟久保安治
富士吉田市小明見字上松久保五三四一	羽田三郎、舟久保新作、宮下

富士吉田市小明見字上松久保五四〇五の四	伊勢治、宮下勝利、宮下新作、宮下明明、宮下寅吉、宮下直正、宮下久治、宮下文右工門、宮下由之
富士吉田市小明見字深平五二九五から五二九七まで、五三一四、五三二五の二	宮下和也
富士吉田市小明見字先土久保四八一の二	舟久保太重
富士吉田市小明見字先土久保四六三の二	舟久保隆男

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千八百八十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小明見字大澤五六四七の二	舟久保安治
富士吉田市小明見字上松久保五三四一	羽田三郎、舟久保新作、宮下

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小明見字堂谷山六二〇二	羽田惣左工門
富士吉田市大明見字河上三三六九の二	加賀美學
富士吉田市大明見字河上三二二二の二	桑原希阿

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千九十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方

都留市鹿留字郷戸三〇三七の内二の内三、三〇三七の内三
伊藤金蔵

都留市鹿留字はあす二九一一	伊藤石太郎、小幡與右工門
都留市鹿留字はあす二九一二の一、二九一二の二	加藤さみ子
都留市鹿留字糖蔴沢三一四五の二	加藤久男
都留市鹿留字宇登字沢三〇九四の二	株式会社十日市銀行
都留市鹿留字腰巻二九七九の二	佐藤英治
都留市鹿留字上ノ山二四五一の二	渡辺さく

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千九十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士吉田市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年一月三十日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
 山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
富士吉田市小明見字葦久保五六三二の一	羽田嘉矩
富士吉田市小明見字太郎畝五四四一、五四五八の二、字穴山五五一八の二	羽田勝壽
富士吉田市小明見字葦久保五六三三	羽田昌記
富士吉田市大明見字中尾三一六九	慈光院
富士吉田市小明見字太郎畝五四五九の二	舟久保清光
富士吉田市小明見字蟹沢五八九一の五	舟久保武

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千九十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十六年一月三十日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
 山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市下谷字とけ沢二五五四	白石藏王観光株式会社
都留市下谷字自濟地二四八二・字とけ沢二五六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	井上禎一
都留市下谷字とけ沢二五五一・二五五二の内一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	井上藤一郎
都留市大野字榎苗代山二三六〇・二三六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	奥脇角太郎
都留市大野字日影山二五九九（次の図に示す部分に限る。）	奥脇源作
都留市大野字西指三四三七（次の図に示す部分に限る。）	奥脇貞義
都留市大野字入山一五八七の二（次の図に示す部分に限る。）	荻窪勝章
都留市下谷字とけ沢二五六二、二五六三	佐藤隆義
都留市下谷字鍛冶屋坂上一七九八（次の図に示す部分に限る。）	珠久繁次郎
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五二（次の図に示す部分に限る。）	小幡宗八
都留市大野字当作山一八六八（次の図に示す部分に限る。）	小林愛之助

都留市大野字日影山二五八三（次の図に示す部分に限る。）	都留市大野字榎苗代山二三八二（次の図に示す部分に限る。）	都留市下谷字とけ沢二五四九（次の図に示す部分に限る。）	都留市下谷字自濟地二四八〇（次の図に示す部分に限る。）	都留市下谷字とけ沢二五四六	都留市下谷字とけ沢二五四四・二五四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五三・一六五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	都留市下谷字南山二一〇三・二一〇四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	都留市下谷字自濟地二四八一（次の図に示す部分に限る。）	都留市下谷字とけ沢二五五六（次の図に示す部分に限る。）	都留市大野字当作山一八一四の二（次の図に示す部分に限る。）	都留市大野字当作山一八五四の二（次の図に示す部分に限る。）
小林市太郎	小林新一郎	小林米太郎	上原幾作	城之内義雄	深泉院	杉本杉太郎	西涼寺	赤沢八郎	赤沢茂十郎	曾根市太郎	大原博

都留市大野字当作山一八八〇の一（次の図に示す部分に限る。）	都留市下谷字とけ沢二五五二（次の図に示す部分に限る。）
大津淳一郎	鈴木忠兵衛

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千九十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市大幡字境沢二一九六（次の図に示す部分に限る。）	高部林平、平井庫吉、平井浄、渡辺清策、渡辺恵作、渡辺勇吉、関口武一郎、市川佐一郎

都留市与縄字松原一五〇四（次の図に示す部分に限る。）	小幡刀藏
都留市小形山字板倉二七二四（次の図に示す部分に限る。）	関口正夫
都留市川棚字大久保七七〇（次の図に示す部分に限る。）	吉田時次郎
都留市小野字大越一九〇八（次の図に示す部分に限る。）、一九一〇	重森喜右工門
都留市小野字文台一七九四の二	小野田正美
都留市中津森字向山一一〇八（次の図に示す部分に限る。）	小林米太郎
都留市与縄字松原一三二六、井倉字赤沢平一四〇九	前田毅
都留市与縄字松原一五〇七（次の図に示す部分に限る。）	前田照之甫
都留市小野字大越一八五七	大原毅
都留市大野字大津山四四二	大津巖
都留市大野字熊井戸一七四の一	程原定子
都留市与縄字松原一四四一（次の図に示す部分に限る。）	天正寺
都留市与縄字松原一三三三	渡辺崋代治
都留市井倉字赤沢平一四一〇	輻形盛平

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

	<p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>四 保安林の指定施業要件変更の告示</p> <p>平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千九十四号</p>	
	<p>● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年五月三十日まで縦覧に供する。</p> <p>平成二十六年一月三十日</p>	
	<p>一 届出者</p> <p>1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇 代表取締役 一宮忠男</p> <p>2 住所 群馬県高崎市栄町一番一号</p>	
	<p>二 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (一) 名称 テックランド向町店 (二) 所在地 山梨県甲府市向町百五十三番地外</p> <p>2 変更事項</p>	
変更事項	変 更 前	変 更 後

山梨県知事 横 内 正 明

駐車場の位置

届出の図面のとおり

届出の図面のとおり

3 変更年月日

平成二十六年一月三十一日

届出年月日

平成二十五年十二月五日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士河口湖町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年二月二十八日まで縦覧に供する。

平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 フォレストモール富士河口湖

2 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 変更

2 公告日 平成二十五年八月二十二日

三 意見の概要

交通渋滞、騒音発生等による店舗周辺地域の生活環境の悪化を防止するため、引き続き配慮を行うこと。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年二月二十八日まで縦覧に供する。

平成二十六年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 山梨交通貢川ショッピングセンター

2 所在地 山梨県甲府市富竹一丁目三百三十五番一号外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 変更

2 公告日 平成二十五年九月二日

三 意見の概要

店舗周辺の交通渋滞回避のため、駐車場出入口及び来店経路の周知並びに交通誘導員の配置を行うこと。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番